

第5回 尼崎らしいまちづくりのルールを考える検討会議

次 第

日 時 平成 29 年 1 月 24 日(火) 午後 6 時から
場 所 尼崎市役所南館市長室

1 事務局説明

「尼崎市自治のまちづくり条例」について

2 市長との意見交換

以 上

尼崎市自治のまちづくり条例

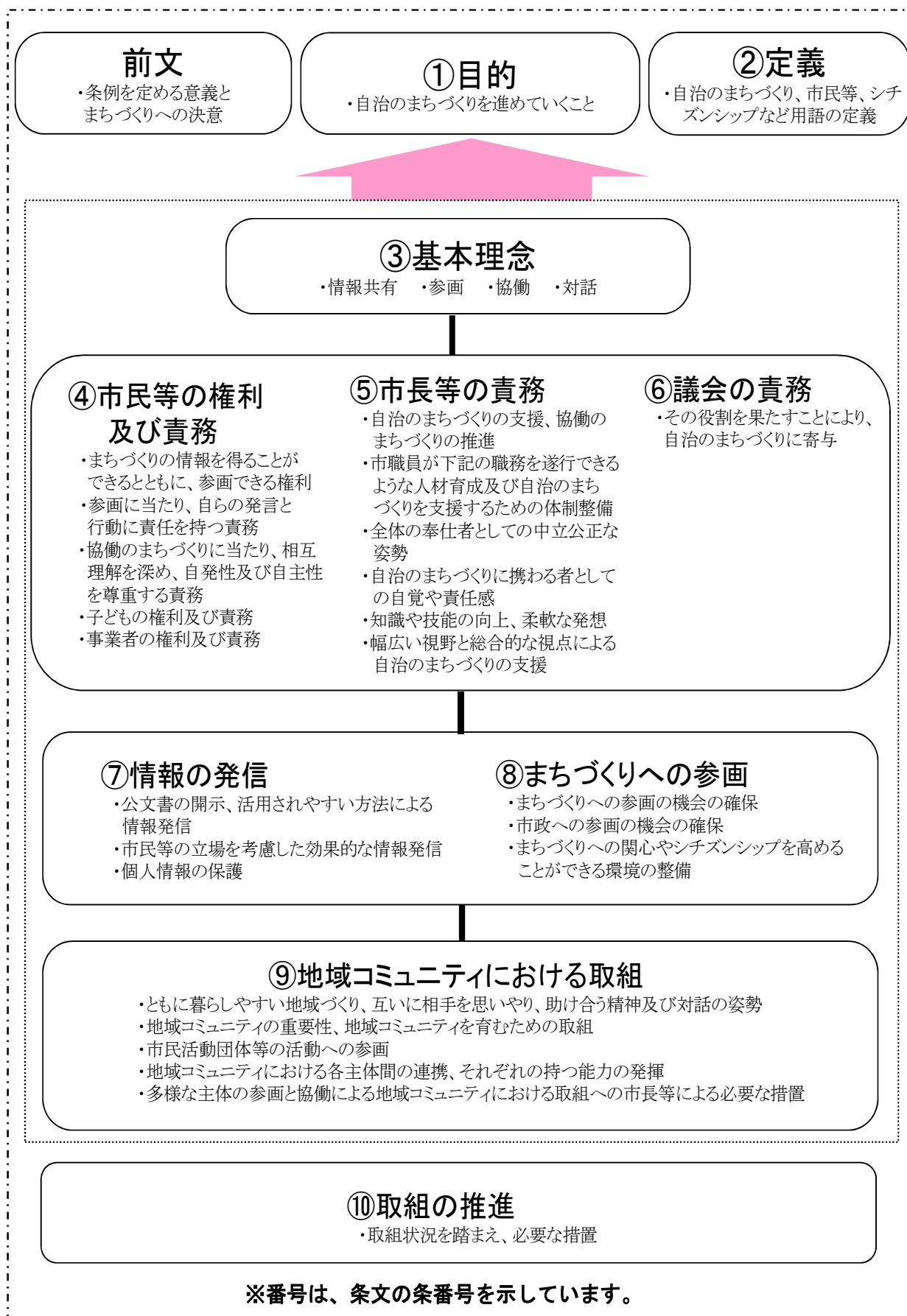
《逐条解説》

1 条例の構成	1 ページ
2 条例制定の経緯等	2 ページ
3 条文の解説	
前 文	2 ページ
第1条 目的	3 ページ
第2条 定義	4 ページ
第3条 基本理念	5 ページ
第4条 市民等の権利及び責務	7 ページ
第5条 市長等の責務	9 ページ
第6条 議会の責務	11 ページ
第7条 情報の発信	12 ページ
第8条 まちづくりへの参画	13 ページ
第9条 地域コミュニティにおける取組	14 ページ
第10条 取組の推進	16 ページ

平成 29 年 1 月

この逐条解説は、平成 28 年 10 月 8 日に施行された「尼崎市自治のまちづくり条例」の条文の解釈を掲載したものです。本条例を運用するに当たり、条例の制定時の考え方を明確に示すものとして作成しました。

1 条例の構成



2 条例制定の経緯等

（１）これまでの取組

本市では、平成１９年７月に、尼崎の特性を生かし、よりよい地域社会、暮らしやすいまちの実現に向け、市民・行政が一緒になって取り組む指針である「協働のまちづくりの基本方向～きょうＤＯガイドライン」を、多くの市民の参加を経て策定しました。また、平成２５年に策定した「尼崎市総合計画」においても、本市がこうありたいと願う「ありたいまち」の実現に向けて市民、行政がともに進めるまちづくりについて記載し、取組を進めてきました。

こうした取組を経て、まちづくりに関する市民、行政の基本的な考え方や姿勢を条例として規定し、将来にわたり、市民の市政や地域への参画、市民が自治の力を発揮するための環境をつくっていくために、「尼崎市自治のまちづくり条例」の策定に向け、取り組んできました。

平成２５年度以降、「チャレンジ市民塾」、「尼崎らしいまちづくりのルールを考える市民懇話会」、「尼崎らしいまちづくりのルールを考えるタウンミーティング」、「尼崎らしいまちづくりのルールを考える検討会議」などを継続して開催し、多くの市民の参画を得て、今後のまちづくりに必要な市民、行政の基本的な考え方や姿勢などについて、ともに学び、考え、意見交換を重ねるとともに、その検討結果についてパブリックコメントを行い、その意見も踏まえ、「尼崎市自治のまちづくり条例」を策定しました。

（２）今後の取組方向

条例化により、本市としてのまちづくりに対する姿勢を将来にわたって示すとともに、条例を、シチズンシップ（社会を構成する一員として、より良い社会を創っていくために一人ひとりが持つ当事者意識や行動力）を高めていくためのツールとして位置づけ、市民及び行政それぞれが意識改革を図り、情報を共有し、学び、考え、行動し、ともに本市の将来を担っていく関係を築き、ひいてはまちの魅力を高めていきたいと考えています。

なお、具体的な取組については、「３ 条文の解説」の各項目において記載しています。

3 条文の解説

前文

私たちのまち尼崎は、海、川と大地がもたらす豊かな実りを求めて、原始より人々が暮らし始め、中世にかけては海陸交通の要衝として、近世には阪神間唯一の城下町として、近代には日本有数の工業都市として発展してきた、古い歴史と現代に生きる活力を兼ね備えた誇り得るまちです。

まちの成り立ちを振り返ると、明治の町村制実施により発足した尼崎町、小田村、大庄村、立花村、武庫村及び園田村が原形となっています。大正５年には市制が敷かれ、その後、幾度かの合併を経て、昭和２２年にほぼ現在の市域となりました。この６つの旧町村の流れを受け、現在もこの６地区における地域自治が本市における自治の基盤となっており、それぞ

れに地域性があります。また、まちの発展とともに、多様な文化、価値観等が育まれてきました。その一方で、近代化が進み、社会経済システムが発達してきたことに伴い、地域社会の一員としてまちづくりに関わろうとする意識や人々のつながりが希薄になってきました。

そのような中、阪神・淡路大震災の経験などを経て、私たちは改めて支え合いの大切さを知ることになりました。今後まちづくりを進めるに当たっては、自分たちの地域をより良くしていくための役割が私たち一人ひとりにあるという自覚とそれに基づく行動、地域コミュニティにおけるお互いの尊重と支え合い、市民等の参画と協働といった自治の力をさらに育んでいく必要があるのではないのでしょうか。

今、改めて自治の力が必要とされています。

これまで先人たちによって培われてきたまちを引き継ぎ、さらに発展させていくためには、子どもも大人も、また、個人や団体にかかわらず、私たち一人ひとりの力がまちづくりに生かされなければなりません。ともに学び、考え、それぞれの力を出し合い、誰もが希望と誇りを持って健やかに暮らしていくことができる尼崎を築いていきましょう。

こうした思いを共有し、将来にわたり自治のまちづくりを進めていくため、市制施行50周年に制定された尼崎市民憲章を礎として、市制施行100周年を機に、この条例を制定します。

【説明】

「前文」では、尼崎のまちの成り立ちと時代認識、そして将来に向けて自治のまちづくりを進めていく意思を記載しています。

（この条例の目的）

第1条 この条例は、本市における自治のまちづくりの基本理念を定め、市民等の権利及び責務並びに市長等及び尼崎市議会（以下「議会」という。）の責務を明らかにするとともに、自治のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治のまちづくりを推進することを目的とする。

【説明】

この条例の制定の目的は、「自治のまちづくりを推進すること」です。「自治のまちづくり」とは、第2条において規定のとおり「自らの意思及び責任により、自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、本市を魅力的で暮らしやすいまちにしていく取組」をいいます。その目的を実現するために、本市における自治のまちづくりの基本理念を定め、市民等の権利及び責務並びに市長等（行政）及び議会の責務を明らかにするとともに、自治のまちづくりに関する基本的な事項を定めています。

「自治のまちづくりの基本理念」、「市民等の権利及び責務並びに市長等（行政）及び議会の責務」、「自治のまちづくりに関する基本的な事項」の具体的な中身については、第3条以降において詳しく述べています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治のまちづくり 自らの意思及び責任により、自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、本市を魅力的で暮らしやすいまちにしていく取組をいう。

【説明】

「自治」は、自分たちの地域を自分たちの意思で責任を持ち治めることで、一般的に、住民自治と団体自治の総体をいいます。

「自治のまちづくり」とは、私たちの地域をより良くしていくのは私たち一人ひとりだという自覚を持ち、ともに学び、考え、それぞれの力を出し合って、尼崎のまちをより良くしていこうとする取組をいいます。

- (2) 市民等 市民（本市の区域内に住所若しくは勤務場所を有し、又は本市の区域内に存する学校等に通学する者をいう。以下同じ。）、事業者及び市民活動団体等をいう。

【説明】

「市民等」は、本市の区域内に住所を有している人のほか、市内通勤する人や通学する人、さらに、市内の事業者・市民活動団体等としています。これは、地域社会が抱える様々な課題の解決やまちづくりを進めていくためには、本市に関係する幅広い人々の参画と協働が必要であるという考えからです。

- (3) 市長等 市長その他の市の執行機関をいう。

【説明】

「市長等」は、地方自治法第138条の4に定める「市の執行機関」（市長及び教育委員会他、地方自治法第180条の5に列記されている各種行政委員会）に、独立した権限を有する公営企業管理者（本市では水道事業管理者）と消防長を加えたものです。

- (4) 事業者 本市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体（市民活動団体等を除く。）をいう。

【説明】

事業者においては、市場原理に基づく行動のほかに、企業市民として社会貢献活動を行おうとする取組が増えてきています。今後、本市においても事業者は、協働のまちづ

くりにおいて大きな役割を果たすことが期待されます。

- (5) 市民活動団体等 本市の区域内において、公共の利益又は社会貢献を目的とした活動（以下「活動」という。）に取り組む個人及び法人その他の団体（営利を目的とするものを除く。）をいう。

【説明】

活動に取り組む団体としては、以前から広く公益的な活動を担ってきた社会福祉協議会をはじめ、多様な地縁型市民活動団体があるほか、特定の公益目的をもって活動しているボランティア団体やNPO法人（特定非営利活動法人）などのテーマ型市民活動団体があります。

- (6) シチズンシップ 社会を構成する一員として、より良い社会を創っていくために、一人ひとりが持つ当事者意識及び行動力をいう。

【説明】

シチズンシップとは、社会や地域の一員として、また、まちづくりの当事者として、より良い社会を創っていくための、一人ひとりが持つ意識や行動力のことをいいます。

参画や協働の機会を通して、シチズンシップを育み、一人ひとりが社会や地域に参加する意欲や能力を高めていくことは、自治のまちづくりを進める上で重要なことです。

- (7) 地域コミュニティ 身近な地域における地縁又は共通の関心によってつながった連帯性を持つ地域社会をいう。

【説明】

地域コミュニティは、自治のまちづくりを進める上で基盤となるものです。地縁でのつながりはもちろん、子育てや見守り、防災などのテーマをもとに地域をより良くしていこうとするつながりも含まれます。

（基本理念）

第3条 自治のまちづくりは、次の各号に掲げる基本理念に基づき、たゆみなく推進されなければならない。

【説明】

本市の自治のまちづくりに関わる主体（市民等、市長等（行政）、議会）が共有する基本となる理念を定めています。「理念」とは、物事に対して、こうあるべきだという根本の考えをいいます。

それぞれの主体が自治のまちづくりを行う上で、この基本理念を共有し、たゆみなく自治のまちづくりを推進していくことを定めます。

(1) まちづくりに関する情報を共有すること。

【説明】

多様な主体による自治のまちづくりを進めていく上で重要となる情報共有について掲げています。

これまでも市長等（行政）が有する情報については、積極的に公開を進め、必要な情報がわかりやすく的確に伝わるよう工夫しながら情報の共有化に取り組んできました。今後はさらに、情報化の進展に合わせ、後に規定するとおり、市長等（行政）が保有する情報が有効に活用されるように工夫するとともに、市民等が持つまちづくりに関する情報についても、必要な人が必要な時に必要な情報を得られるよう、共有化を進めていく必要があります。

なお、市民等有する情報で、それを公にすることにより、当該市民等の権利利益を害するおそれがある場合は、当然ながら情報共有の対象には含まれません。また、市長等（行政）が保有する情報については、後に規定するとおり、公開及び発信の取組を進めていきます。

(2) まちづくりについて、知り、学び、及び関心を持つことにより、シチズンシップを高め、積極的にまちづくりに参画すること。

【説明】

多様な主体の積極的な参画による自治のまちづくりを進めていくために、まずは身近な地域や社会について知り、学ぶこと、それをきっかけとしてまちへの関心やシチズンシップを高めていくことを掲げています。

市民等がまちづくりへ参画することにより、市民等の間で交流がこれまで以上に活発となり、人と人のつながりのある、お互いの顔が見える地域社会が築かれ、地域課題を解決したり、地域の魅力を高めていく力が向上します。また、気軽に参画できる機会をより多く設け、それぞれができることを持ち寄ることにより、まちづくりを行う上で誰か特定の人に負担が偏らないような環境をつくるとともに、市民等の多様化するニーズに応えることのできる様々な活動を行うことにもつながります。

市長等（行政）としては、地域課題や市民等のニーズが多様化する中、市政運営の各過程に市民等の参画を得たり、まちづくりに参画することで、効果的な施策を展開していくことができるほか、ともにまちづくりを担う関係を築いていくことにつながります。

- (3) 協働（立場又は特性の異なる多様な主体が、目的及び課題を共有するとともに、お互いを尊重し、対等な立場に立って、適切な役割及び責任の分担の下で連携することを行う。以下同じ。）の取組によって、一の主体だけでは解決することができない課題を解決することができるなどの相乗効果を発揮すること。

【説明】

多様な主体による協働のまちづくりを進め、相乗効果を発揮していくことを掲げています。

地域課題や社会的課題が増える中、これらの課題を解決し、より良い地域社会を築いていくために、個人や団体に関わらず、それぞれが持つ力を出し合い協力していくことが必要です。協働により、一人だけ、一団体だけ、あるいは市長等（行政）だけでは解決することのできない課題を解決することが可能となるなど、相乗効果が見込まれます。

- (4) 対話を重ねること及び合意に向けて努力を積み重ねることを、まちづくりへの参画及び協働によるまちづくりの基本とすること。

【説明】

参画と協働によるまちづくりを推進するために、異なる立場や考え方をお互い理解し合いながら、対話を重ね、互いに暮らしやすい地域づくりをしていけるよう、また、それぞれの持つ力がまちに生きるよう、合意に向けて努力を積み重ねていくことを掲げています。

（市民等の権利及び責務）

第4条 市民等は、まちづくりの主体として、まちづくりに関する情報を得ることができるとともに、まちづくりに参画することができる。

【説明】

情報を得ることで、まちづくりについて主体的に考え、参画すること、また協働していくことができます。なお、まちづくりに参画することについては誰かに強制されることなく、参画する時期や分野などは自分の意思で決めることができます。

- 2 市民等は、まちづくりの主体としての自覚を持ち、まちづくりに参画するに当たっては、他者を理解する姿勢を持つとともに、自己の発言及び行動に責任を持つものとする。

【説明】

市民等は、まちづくりの主体としての自覚を持ち、まちづくりに参画するに当たっては、権利を主張するだけでなく、他者への理解の姿勢を持つとともに、広い視野に立ち、自らの発言と行動に責任を持つことを定めます。

- 3 市民等は、協働によるまちづくりを行うに当たっては、相互理解を深め、それぞれの自発性及び自主性を尊重するものとする。

【説明】

市民等や市長等（行政）といったまちづくりに関わる主体は、それぞれ考え方や行動の仕方が異なります。そうした主体同士がうまく協働し、まちづくりを進めていくためには、お互いに相手のことをよく知っておく必要があります。そうすれば、何か困った時などには誰に声をかけたら良いのかもすぐにわかるため、普段から顔見知りとなり、情報を得ておくことが大切です。

そのため、市民等は、各主体間の相互理解と信頼関係が進むよう、間をつないだり、みんなが気軽に交流できる場づくりなどに取り組むことを定めます。

また、協働によるまちづくりを進める上では、各主体が「やらされている」感ではなく、自発性や自主性を尊重し、高めていくことも重要となります。

- 4 前各項の規定にかかわらず、子ども（市民のうち18歳未満のものをいう。）は、地域社会の一員として、年齢及び成長に応じて、第1項に規定する権利及び前2項に規定する責務を有するものとする。

【説明】

この条例において「子ども」は、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」と整合を図り、「市民のうち18歳未満のもの」としております。

「子ども」も「市民」に含まれますが、自治のまちづくりを考えると、いわゆる「大人」を想定しがちであることから、「子ども」も同様に、権利や責務があることを謳ったものです。

ただし、子どもは成長段階にあり、判断能力等にも違いがあることから、大人と同じ権利や責務を有することには無理があります。そのため、この条例においては、それぞれの年齢や成長に応じたかたちで、市民等の権利や責務を有するものとして「年齢や成長に応じて」としています。

なお、本市では、「子どもの育ち支援条例」において、子どもの主体性を育むための大人の責務として、子どもの人格を尊重し、子どもの声を聴いて、社会的な自立に向けた学びや行動を支えることを定めています。

- 5 第1項から第3項までに規定するもののほか、事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図り、まちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

【説明】

第2条の「定義」では、「事業者」も「市民等」に含まれますが、一般的に事業者は市場原理に基づいて経済活動を行うものです。しかし同時に、事業者は、地域社会の一員であり、企業市民としてまちづくりにおいても大きな役割を果たし得ることから、市民や市民活動団体等、他の事業者、また市長等（行政）と積極的に協働し、まちづくりの推進に寄与するよう努めることを定めているものです。

（市長等の責務）

- 第5条 市長等は、自治のまちづくりを支援するとともに、協働によるまちづくりを推進するものとする。

【説明】

市長等（行政）は、自治のまちづくりを支援するとともに、自らも他者との協働によるまちづくりを推進することを定めます。

なお、第7条の「情報の発信」、第8条の「まちづくりへの参画」、第9条の「地域コミュニティにおける取組」の各条項において、市長等（行政）の具体的な役割について記載しています。

- 2 市長等は、それぞれの補助機関である職員が次の各号に掲げるとおり職務を遂行することができるよう人材の育成に取り組むとともに、自治のまちづくりを支援するための体制を整備するものとする。

【説明】

○市長等（行政）は、市職員が全体の奉仕者として中立公正な姿勢を持つことができるような体制を整備します。

○市長等（行政）は、自治のまちづくりに携わる者としての自覚と責任感を持つことができるような体制を整備します。

○市長等（行政）は、市職員が担当業務に関する知識や技能を向上できるよう、職場での実務を通じて行う教育訓練である OJT（On the Job Training）や、職場とは別の所で特別に行う教育訓練である Off JT（Off the Job Training）を推進するなど職場環境を整えます。また、市民等と良好な関係をつくる上で必要な傾聴力・コミュニケーション能力を高められるよう、職員研修等を実施し、人材を育成します。

また、市職員が市民等の立場を理解し、柔軟な発想を持ち、時代に合わせた業務の見直しを図るなど、市職員の自発性を高めるような組織風土や、積極的な行動を評価する仕組みなど、市職員を支える体制を整備します。

○市長等（行政）は、旧態依然とした縦割り行政にならないよう、市全体の取組やその方向性について、職員間での共有を図るとともに、複合的な社会課題に対応できるよう、市職員が部門間の交流を積極的にできる機会づくりや、部署や役職にとらわれない職員間のネットワーク形成など、組織内の連携を進めます。ひいては、市民等との協働を進める上で、市職員が市民等の行うまちづくりを幅広い視野と総合的な視点から支援できるような組織を整備します。

○上記のような市職員の意識醸成や能力開発に関する意義を認識し、管理職層をはじめ、組織として市職員を支える体制を整備します。

(1) 全体の奉仕者として中立公正な姿勢を持つこと。

【説明】

市職員は、市民等の全体の利益のために奉仕すべきであり、判断や処理が偏らないよう日頃から心掛けることが大切です。そうしたことから、無理な要求に対しては、毅然とした態度で対応し、中立公正な姿勢で業務に取り組まなければなりません。

(2) 自治のまちづくりに携わる者としての自覚及び責任感を持つこと。

【説明】

市職員は、本市に在住しているかどうかに関わらず、当然ながら一市民です。第4条の「市民等の権利及び責務」において、市民等に求められている責務は、市職員も市民として当然に負うものです。

さらに市職員は、直接的にまちづくりに関わる仕事をしているものであり、実施している業務や、市民等の活動への支援などを通して、本市をより良くするという意識や、市民等とともに自治のまちづくりに携わる一員であるという自覚と責任感を持つ必要があります。そのために普段から立場や役職にとらわれず、積極的に市民等との交流や意見交換する機会を通して、良好な関係を築くことも必要です。

- (3) まちづくりに関して、知識を深め、及び技能を向上させるとともに、市民等の立場を理解し、柔軟な発想を持つこと。

【説明】

市職員は、担当する業務に関する知識や技能のほか、市民等との良好な関係をつくる上で必要となる知識や傾聴力、コミュニケーション能力を向上させるとともに、分かりやすく丁寧な説明を心がけるなど、市民等の立場を理解することが重要となります。また、社会情勢の変化や様々な地域課題などに的確に対応できるよう、柔軟な発想を持ち、職務を遂行することを定めます。

また、そのためには日頃から市民等と積極的に交流を行い、市民等が持つ様々な知識や経験から学んでいく姿勢も必要です。

- (4) 幅広い視野及び総合的な視点により自治のまちづくりを支援すること。

【説明】

市長等（行政）は、これまでも市民等の自主的な活動への支援として、場の提供や活動助成などを行っていますが、今後、協働の「つなぎ役」としての役割がより重要となります。まちづくりに関わる各主体の間に立ち、その「つなぎ役」として、情報を提供したり、出会いの場を設けるなど、つながりを深めるための取組を行うことが必要です。

そのため、市職員は、自分の担当業務以外にも、市全体の取組やその方向性を知るほか、必要に応じて関係課や関係団体に積極的につないでいくような意識を持ち、市民等が行うまちづくりを幅広い視野と総合的な視点から支援することを定めます。

（議会の責務）

第6条 議会は、その役割を果たすことにより、自治のまちづくりに寄与するものとする。

【説明】

憲法の規定に基づき住民の直接選挙で選ばれた議員により構成される議会は、住民の代表機関及び本市の意思決定機関として、市政運営に関し市長と並んで二元代表制の一翼を担っており、議会がその役割を果たすことは、自治のまちづくりに寄与するものです。なお、議会の責務は、「尼崎市議会基本条例」において定めています。

（二元代表制：住民が直接選挙で首長と議会の議員を別々に選ぶ制度。地方自治法では、長と議会の関係を含め、地方公共団体の基本構造を定めており、長と議会は、健全な緊張関係を構築しつつ、各々の役割を的確に果たしていくことが期待されています）

(情報の発信)

第7条 市長等は、市民等の知る権利を尊重し、市政に関し市民等への説明責任を果たすこと及びまちづくりに有効に活用されることを目的として、尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号）の規定により同条例第2条第2号に規定する公文書を開示するほか、市長等が保有する情報を、活用されやすい方法により発信するよう努めるものとする。

【説明】

市民等のまちづくりへの関心を高め、参画を進めていくためには、市長等（行政）は、市民等の知る権利を尊重し、市民等への説明責任を果たす必要があります。そのため、市長等（行政）が保有する情報の発信を推進するよう努めることを定めます。なお、本市における情報公開の総合的な推進に関しては、「尼崎市情報公開条例」で定められ、運用されています。

また、市長等（行政）は、その保有する情報がまちづくりに有効に活用されやすい形で発信するよう積極的に取り組みます。これからの社会では、スマートフォン、タブレット端末、SNSの普及等を背景に、多種多様な情報を相互に連携させて新たな価値を生み出す、オープンデータの取組が期待されています。特に、国や自治体が保有する公共データが、国民や企業が利用しやすい形で公開されることが求められているため、本市においても個人情報に触れない範囲で、市長等（行政）が保有する情報が有効に活用されるような環境整備に取り組むことを定めます。

（オープンデータ：様々な情報を二次利用が可能な形で公開し、社会が効果的に利用し、新たな価値を創造すること）

2 前項の規定による情報の発信は、市民等の立場を考慮し、効果的に行うものとする。

【説明】

市長等（行政）は、市民活動の情報を収集するほか、普段から市民等と積極的に交流し、話を聴くことなどにより、まちづくりに関して市民等がどのような情報を求めているかを把握するよう努めます。その上で、目的に応じてターゲットを明確にするとともに、市民等がより関心を持つように内容を工夫し、積極的に発信するよう努めます。

また、情報の発信に当たっては、市報や回覧板といった紙媒体のほか、WEBやSNSなどインターネットによる情報媒体など多様な手法を用いて効果的に行うよう努めます。また、発信した後は、効果について振り返ることが大切です。

3 市長等は、第1項の規定による情報の発信を行おうとするときは、信頼される市政の実現のため、個人情報（尼崎市個人情報保護条例（平成16年尼崎市条例第48号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に管理するとともに、個人情報を保護するために必要な措置を講ずるものとする。

【説明】

市長等（行政）は、大量の個人情報を持っています。マイナンバー制度の導入など、情報化社会がさらに進む中では、個人情報の保護はますます重要となり、より適正な管理が必要となります。なお、本市における個人情報の適正な管理や利用、提供等に関しては、「尼崎市個人情報保護条例」等で定められ、運用されています。

（マイナンバー制度：行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する基盤のこと。マイナンバー（個人番号）は、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。）

（まちづくりへの参画）

第8条 市長等は、多様な手法を用いて、市民等がまちづくりに参画する機会を設けるよう努めるものとする。

【説明】

市民等のまちづくりへの参画をより進めるためには、市民等の間で普段から顔の見える関係をつくるのが大切であり、市長等（行政）と市民等が協力し、気軽に交流ができ、情報交換が行えるような場を積極的につくる必要があります。

また、参画の場づくりに当たっては、広報や場づくりにおけるデザインについても意識を配るなど、市民等が関心を持ち、参画したくなるよう工夫するほか、参加者の多様性を確保するため、普段仕事などで参加しにくい人も参加できるよう、開催時間や開催方法を工夫するなど、多様な手法を用いる必要があります。

なお、市長等（行政）は、まちづくりに参画した市民等が、主体的に自治のまちづくりに関わっていけるよう、さらには協働の取組に発展するよう、支援していくことも重要です。

2 前項に規定するもののほか、市長等は、市政の運営に当たり、市民等の意見又は提案が生かされるよう、市民等が市政に参画する機会を効果的に設けるよう努めるものとする。

【説明】

市長等（行政）は、市民等の市政への参画の機会を設けるに当たっては、意見を聴くタイミングや意見を聴く場の持ち方を工夫するなど、市民等の意見や提案が、市政運営に生きるよう努めることを定めます。

市民等が市政に関して意見を届けることは重要な「参画」の一つです。その際、個人の意見を言うだけでなく、より多くの市民等が互いに意見交換を行うことによって、一人ひとりが新たな気づきを得て、他者への理解を深めながら、意見を発展させることが

できます。そのため、市長等（行政）は、気軽に話し合える場をつくるなど、市民等が単なる批評にとどまらない建設的な意見や社会全体のことを見据えた意見などを出しやすくなるような工夫が必要です。

3 市長等は、市民等のまちづくりへの参画を促進するため、市民等がまちづくりへの関心及びシチズンシップを高めることができる環境の整備に努めるものとする。

【説明】

市民等のまちづくりへの参画をより進めるためには、まちづくりに関心を持つ機会やシチズンシップの向上につながるような機会が多くあることが重要です。参画へつながる第一歩は、身近な地域や社会について知ることから始まるため、市長等（行政）は、多様な手法を用いて「学びの機会」を積極的に設けるよう努めます。

（地域コミュニティにおける取組）

第9条 市民等は、ともに暮らしやすい地域を創ることに取り組むため、地域コミュニティの一員としての自覚を持ち、互いに相手を思いやり、助け合う精神及び対話の姿勢を持つよう努めるものとする。

【説明】

市民等は、ともに暮らしやすい地域を創ることに取り組むため、地域コミュニティの一員としての自覚を持つとともに、日頃から互いに相手を思いやり、助け合う精神や対話の姿勢を持つよう努めることを定めます。

ともに暮らしやすい地域を創ることに取り組むためには、定められた法律や条例などの決まりを守ること当然ですが、まずはそれ以前に、地域コミュニティの一員としての自覚を持ち、例えば、マナーに関する問題など、互いが気持ち良く生活するための知恵や気遣いなどをもとに、対話しながら解決を図っていくことが大切です。

2 市民等及び市長等は、自治のまちづくりを進める上での地域コミュニティの重要性を認識し、地域コミュニティを育むために、次項から第5項までの規定による取組のほか、地域コミュニティにおける活動の活性化のための取組を行うよう努めるものとする。

【説明】

「前文」にも記載のとおり、近代化が進む中、社会経済システムの発達により、市民生活において必要な物やサービスの多くが市場での売買で得られるという環境が整備されるとともに、行政による生活を支える公共サービスや制度も充実してきました。この

ような便利な社会が形成されてきた中で、一人ひとりが暮らしやすい地域社会づくりに向けて、他者とのコミュニケーションをとり、時には利害関係を調整しながら、身近な地域に関わっていくことの必要性も薄れてきました。こうした社会の変化を受けて、一人ひとりの地域社会の一員としてまちづくりに関わろうとする意識や、人々のつながりの希薄化が進んできたといえます。

しかし、大震災の経験等から、地域コミュニティの大切さが改めて見直され、地域の「絆」の重要性が再認識されています。

これまでも本市では防犯・防災や子育て、福祉、環境など、様々な地域活動が行われてきましたが、少子化・高齢化の進行や、世帯類型の変化、個々人の生活様式の変化などと相まって地域の課題は複雑化、多様化しています。そのような中、課題はどこかの誰かが解決してくれるわけではなく、わたしたち一人ひとりが身近な地域に関心を持ち、自らができることを考え、関わり、より良くしていこうという意識が欠かせません。

ここでは、市民等及び市長等（行政）がこのような意識を共有し、地域コミュニティを育むために解決に向けて協働することなどにより、更なる地域コミュニティにおける活動の活性化に取り組むよう努めることを定めています。

3 市民及び事業者は、市民活動団体等の活動に参画するよう努めるものとする。

【説明】

市民及び事業者は、地域コミュニティを育むため、市民活動団体への加入や、市民活動団体等が行う活動への参加など、参画に努めることを定めます。

本市における身近な自治会活動について、その多くは、社会福祉法に基づいて設置された社会福祉法人である社会福祉協議会を構成する福祉協会が担っており、自治活動と福祉活動が一体的に行われていることが他都市にはない特色となっています。

また他にも、多くの地縁団体やテーマ型の団体による活動が行われています。

町内会・自治会をはじめ、様々な団体に多くの市民及び事業者が参加、参画することで、身近な地域に関心を持ちその魅力を高めていくことや地域の課題を解決することにつながります。

4 市民活動団体等は、市民、事業者及び他の市民活動団体等との連携を深め、それぞれが有する多様な能力が地域コミュニティにおいて発揮されるための取組を行うよう努めるものとする。

【説明】

市民活動団体等は、地域コミュニティを育むため、活動の情報を発信するほか、普段から地域の人が話し合い、交流できるような場づくりや、地域の人がつながるきっかけとなるイベントを開催するなど、市民、事業者、また、他の市民活動団体等との連携を

深め、それぞれが持つ様々な能力が地域コミュニティにおいて発揮されるよう努めることを定めます。

- 5 市長等は、市民等が前2項の規定による取組を自主的かつ主体的に行うことができるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【説明】

市長等（行政）は、多様な主体が自主的かつ主体的に参画と協働による自治のまちづくりを行うことができるよう、活動の支援に努めることを定めています。

支援に当たっては、本市の地域特性を踏まえ、尼崎市役所支所設置条例に掲げる6地区を基本として、多様な主体が参画し、つながりを深められるような話し合いや交流などの場づくりや、地域の人材育成の支援、また情報発信活動の支援等、様々な支援に努めます。

なお、具体的な施策としては、地域における住民自治を支えるための、地域振興センターをはじめとした地区施設の機能の再構築や人員配置のあり方、身近な地域課題の解決に向けた地域住民の意思を反映した予算執行のあり方、さらには職員の意識醸成や能力形成などについて検討し、その実施に努めます。

（取組の推進）

- 第10条 市長等は、自治のまちづくりの推進に関して、その取組状況を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

【説明】

市長等（行政）は、自治のまちづくりの推進に関して、市民等及び市長等（行政）の権利や責務等に関する取組状況を把握し、必要と認める時には、取組の改善やさらなる推進等を行うことを定めます。

《改訂履歴》

版	改訂内容
初版（平成 28 年 10 月発行）	—
第 2 版（平成 29 年 1 月発行）	「尼崎市議会基本条例」の施行に伴い、第 6 条の解説を修正

尼崎市自治のまちづくり条例 逐条解説

第 2 版：平成 29 年（2017 年）1 月 発行

発 行：尼崎市

条例骨子素案からの変更点

1 「市民」の定義（第2条第2・4・5号）

[パブコメ時] 住民、在勤・在学者、事業を営み又は活動する個人・法人・その他の団体

⇒ [最終案]

- ・「市民」については、自然人と法人を分けて考えるべきという考えから、「住民、在勤・在学者」と整理
- ・「事業を営み又は活動する個人・法人・その他の団体」については、「事業者」「市民活動団体等」とそれぞれ別に定義し、それらを含めて「市民等」と整理
（「自治のまちづくり」を考えたとき、事業者や市民活動団体等、本市に関係する幅広い人々との参画と協働が必要であると考えするため）
- ・「市民活動団体等」については、その定義において、「公共の利益または社会貢献を目的とした活動に取り組む個人及び法人その他の団体」と限定

2 責務の語尾表現（第4条、第5条）

[パブコメ時] 市民の責務、市長等の責務について、「～するよう努める」の語尾表現

⇒ [最終案]

これまでいただいた意見を踏まえ、「～するものとする」と言い切りの表現に変更

3 議会の責務（第6条）

[パブコメ時] 「別に定めるところにより、自治のまちづくりを推進する」

⇒ [最終案]

「責務は別に定める」のみで良いのではないか、という意見もあったが、そのみでは条文として違和感があるため、「その役割を果たすことにより、自治のまちづくりに寄与する」と変更

（議会は、住民の代表機関及び本市の意思決定機関として、二代表制の一翼を担っており、議会がその役割を果たすことは、自治のまちづくりに寄与するため）

4 住民投票（削除）

[パブコメ時] 自治のまちづくりを進める上で、多様な参画の手段の一つとして、常設型住民投票制度のような「住民が必要な時期に意思表示できる制度」が重要であると考え、住民投票の実施請求権とその対象事項、投票権、投票結果の尊重を定め、いわゆる常設型の住民投票を規定

⇒ [最終案]

様々な意見を聴く中で、成立要件等も含めた全体の制度設計案を内部で議論する必要があると考えたことから、「尼崎市自治のまちづくり条例」においては、常設型住民投票の規定を削除

尼崎市議会基本条例 逐条解説

平成28年12月
尼崎市議会

尼崎市議会基本条例の構成

【前 文】（2ページ）

【第1章 総則】（2・3ページ）

第1条 条例の目的 第2条 基本理念

【第2章 議会及び議員】

（3～5ページ）

第3条 議会の役割及び活動原則

第4条 議員の役割及び活動原則

【第3章 市民との関係】

（5・6ページ）

第5条 市民の参加機会の充実

第6条 会議等の公開

第7条 広報及び広聴の充実

【第4章 市長等との関係】

（6～8ページ）

第8条 市長等との関係

第9条 議会への説明等

第10条 議決事件

【第5章 議会運営】

（8・9ページ）

第11条 議会運営に関する原則

第12条 委員会

第13条 会議等における質問等

【第6章 議会の機能強化】

（9～11ページ）

第14条 議会の機能強化及び改革

第15条 予算措置の要求

第16条 議員研修

第17条 議会事務局

【第7章 議員の身分及び待遇】

（11・12ページ）

第18条 政治倫理

第19条 議員の定数

第20条 議員報酬等

第21条 政務活動費

【第8章 補則】（12ページ）

第22条 他の条例等との関係

【付 則】（13ページ）

第1項 施行期日 第2項 検討

前文

日本国憲法第92条に規定する地方自治の本旨に基づき、住民の直接選挙で選ばれた議員により構成される議会は、地方公共団体の議事機関と位置付けられ、住民の代表機関及び地方公共団体の意思決定機関としての役割を担う。

地方分権の進展に伴い地方公共団体の権限の拡大等を進める中で、本市議会は、市民福祉の向上及び活力ある地域社会づくりによる市政の発展を図るため、市政の運営に関し、二元代表制の一翼として、議会の立法機能、市長その他の執行機関に対する監視及び評価の機能並びに政策立案機能を高める責務がある。

本市議会は、これまでも市民の信頼を得るために議会改革に取り組んできたが、市民に開かれた議会として、議会に関する基本的事項を定め、その責務を明らかにすることにより、公正な職務の執行及び政治倫理の向上により一層自律的に努めるとともに、市民福祉の向上及び活力ある地域社会づくりによる市政の発展のために、将来にわたり不断の努力をもって市民の信託に応えることを誓い、この条例を制定する。

【趣旨】

条例の制定に至った背景や必要性、議会の決意を明らかにしたものです。

【解説】

前文は、条例制定に至る背景や必要性を述べるとともに、議会に関する基本的事項と責務を明らかにすることにより、市民福祉の向上と活力ある地域社会づくりによる市政の発展のために、将来にわたり不断の努力をもって市民の信託に応えるという決意を述べています。

第1章 総則

（この条例の目的）

第1条 この条例は、尼崎市議会（以下「議会」という。）に関する基本的事項を定め、市民の代表としての議会及び尼崎市議会議員（以下「議員」という。）の活動の活性化及び充実を図ることにより、市民の信託に応える議会を実現し、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

【趣旨】

前文を踏まえた本条例を制定する目的を定めたものです。

【解説】

本条は、議会に関する基本的事項を定め、議会及び議員の活動の活性化や充実を図ることにより、市民福祉の向上や市政の発展に寄与することを目的として定めています。

(基本理念)

第2条 議会は、二元代表制の一翼を担う議事機関としての誇り及び自覚を持ち、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

【趣旨】

議会が達成しようとする本条例の基本理念を定めたものです。

【解説】

本条は、二元代表制の下で、議会は、執行機関である市長等と対等である議事機関として、市民の意思を把握し、市政に反映する権限を有する合議体としての特性を活かし、公平かつ適正な論議を尽くして、地方自治の本旨の実現を目指すことを定めています。

第2章 議会及び議員

(議会の役割及び活動原則)

第3条 議会は、議事機関として、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議案、請願その他の案件（以下「議案等」という。）の審議又は審査により、市の意思決定を行うこと。
- (2) 市長その他の執行機関（以下、「市長等」という。）の事務の執行に対する監視及び評価を行うこと。
- (3) 政策の立案及び提言を行うこと。
- (4) 国会又は関係行政庁に意見書を提出するほか、決議その他の方法により議会の意思表示を行うこと。

2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会活動の公正性及び信頼性を確保すること。
- (2) 議会活動の内容について、市民に説明し、及び情報公開を行うこと。
- (3) 議会としての合意形成を目指して審議又は審査を尽くすこと。
- (4) 市民の多様な意見等を市政に適切に反映させること。
- (5) 議会の役割を追求し、議会改革に継続的に取り組むこと。

【趣旨】

議会が担う役割とその役割を果たすために活動する際の原則を定めたものです。

【解説】

本条第1項は、議会が担う主要な役割として、4つの役割を定めています。

- (1) 憲法第93条第1項により設置された議決機関として、議案や請願その他の案件

- を審議・審査し、それらを議決する役割を担っていることを定めています。
- (2) 二代表制の下、市長等の執行機関の事務が適切に執行されるよう、監視・評価を行う役割を担っていることを定めています。
 - (3) 市政の課題等に対し、政策を立案するとともに、立案した政策について、市長等に提言する役割を担っていることを定めています。
 - (4) 地方自治法第99条の規定に基づく意見書の提出や議会としての意思表示である決議その他の方法により、国会又は関係行政庁に意見表明を行う役割を担っていることを定めています。

本条第2項は、第1項の役割を果たすための5つの活動原則を定めています。

- (1) 議案の議決をはじめとした議会活動の重要性を踏まえ、公正な議会運営を行うとともに、市民からの信頼を確保することを定めています。
- (2) 議会活動の内容について、市民の理解を得ることが重要であることを踏まえ、情報公開を行い、市民への説明責任を果たすことを定めています。
- (3) 議会の審議等においては、全会一致を目指し、できる限り議員が議論を尽くすという原則的な姿勢を定めています。
- (4) 市民の多様な意見等を把握し、市政に適切に反映させることを定めています。
- (5) 議会の役割を不断に追求し、尼崎市議会の伝統を重んじつつ、既存の枠組みにとられない柔軟な姿勢を持ち、議会改革に継続的に取り組むことを定めています。

(議員の役割及び活動原則)

第4条 議員は、選挙により選ばれた公職にある者及び議事機関である議会を構成する一員として、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議案等の審議又は審査を行うとともに、必要に応じて議案を提出すること。
- (2) 市政に関する調査研究を通じて、政策の立案及び提言を行うこと。
- (3) 地域の実情及び市政に関する市民の意見等を把握すること。

2 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民全体の福祉の向上を目指し、市全体の利益を勘案して活動すること。
- (2) 議員相互間の討議を重んじ、議会において審議又は審査を尽くすこと。
- (3) 議会及び自らの活動について、市民に対し、平易な方法により適切に説明すること。
- (4) 議員としての資質の向上を図るため、研さん及び調査研究に努めること。
- (5) 高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行すること。

【趣旨】

議員が担う役割とその役割を果たすために活動する際の原則を定めたものです。

【解説】

本条第1項は、議員が担う主要な役割として、3つの役割を定めています。

- (1) 本会議や委員会などに出席し、議案等の審議・審査を行うとともに、必要に応じて議案を提出する役割を担っていることを定めています。
- (2) 議会が執行機関を受動的に監視・評価する機関にとどまることなく、能動的に政策を立案し、執行機関に実行させるという役割を果たすために、市政に関する調査研究を行い、政策の立案及び提言を行う役割を担っていることを定めています。
- (3) 市民の多様な意見等を市政に反映させることができる議会の特性を最大限に生かすために、地域の実情や市政に関する市民の意見等を把握する役割を担っていることを定めています。

本条第2項は、第1項の役割を果たすための5つの活動原則を定めています。

- (1) 市民全体の代表者として、市政にたずさわる権能と責務を深く自覚し、市民全体の福祉の向上を目指して、市全体の利益を勘案して活動することを定めています。
- (2) 議会が言論の府であり、合議制の機関であるという特性を十分に発揮するために、議員間での討議を重んじ、議会において十分な審議・審査を行うことを定めています。
- (3) 議会活動と議員自らの活動について、市民に正確に理解してもらうため、わかりやすく説明することを定めています。
- (4) 常日頃から市政課題などについて調査研究を行うとともに研さんを積み、自らの資質の向上に不断に努めることを定めています。
- (5) 議会に対する市民の信頼を確保するため、高い倫理性を保持し、誠実・公正に職務を遂行することを定めています。

第3章 市民との関係

(市民の参加機会の充実)

第5条 議会は、市民の意見等を議会活動に反映させるため、市民が議会活動に参加する機会の充実に努めるものとする。

【趣旨】

市民と議会との関係について定めたものです。

【解説】

本条は、政策の立案・提言、議案等の審議・審査などの議会活動に市民の意見等を反映させるため、市民が議会活動に参加する機会の充実に努めることを定めています。

(会議等の公開)

第6条 議会は、原則として、定例会若しくは臨時会の本会議、常任委員会、議会

運営委員会、特別委員会又は協議等の場（尼崎市議会会議規則（昭和60年尼崎市議会規則第1号）第127条第1項に規定する協議等の場をいう。以下同じ。）（同条第2項の規定による決定により設けられる協議等の場を含む。以下同じ。）（以下「会議等」という。）を公開するものとする。

2 議会は、市民が会議等の議事を傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

【趣旨】

会議等の公開について定めたものです。

【解説】

本条第1項は、より市民に開かれた議会を実現するため、本会議、常任委員会、特別委員会などの会議を原則として公開することを定めています。

本条第2項は、議場や委員会室での会議の傍聴をはじめ、インターネット中継の実施や会議資料の公開など、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めることを定めています。

（広報及び広聴の充実）

第7条 議会は、議会活動及び市政に対する市民の関心を高めるため、多様な広報手段を活用して議会活動に関する情報を発信し、広報活動の充実に努めるものとする。

2 議会は、議会活動の活性化を図るため、広く市民の意見を聴取し、広聴活動の充実に努めるものとする。

【趣旨】

議会に関する広報・広聴の充実について定めたものです。

【解説】

本条第1項は、議会活動及び市政に対する市民の関心を高めるため、市議会だよりやインターネット中継、ホームページなどの多様な広報手段を活用して、議会活動に関する情報を広く発信し、広報活動の充実に努めることを定めています。

本条第2項は、広く市民の意見を聞くことが、議会活動の活性化につながることから、公聴会・参考人制度や請願・陳情審査における口頭陳述制度などを利用して、広聴活動の充実に努めることを定めています。

第4章 市長等との関係

（市長等との関係）

第8条 議会は、市長等と対等かつ緊張感のある関係を保持し、市長等の事務事業の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行うことにより、市民

福祉の向上及び市政の発展に取り組むものとする。

2 市長等は、予算を調製し、又は重要な政策、施策若しくは事務事業（以下「政策等」という。）を策定し、変更し、若しくは廃止しようとするときは、議会による提案又は提言の趣旨を尊重するものとする。

3 議員は、予算を伴う条例の議案その他の案件を提出するときは、あらかじめ、市長と協議し、財源の見通し等について意見を調整するよう努めるものとする。

【趣旨】

議会と市長等との関係についての基本原則を定めたものです。

【解説】

本条第1項は、議会は、市長等と対等で緊張感のある関係を保持し、市長等の事務事業の執行に対する監視・評価や政策の立案・提言を行うことにより、二代表制を有効に機能させて、市民福祉の向上及び市政の発展に取り組むことを定めています。

本条第2項は、市長等は、予算の調製や重要な政策・施策・事務事業（これらの計画を含む）の策定・変更・廃止を行う場合は、議会からの提案・提言に対し、誠実に対応することを定めています。

本条第3項は、議会の議員が予算を伴う条例案等を提出する場合は、財政の計画的で健全な運営を確保するという地方自治法第222条の趣旨を尊重し、あらかじめ市長との連絡を図って、財源の見通し等について意見を調整するよう努めることを定めています。

（議会への説明等）

第9条 議会は、議案等を審議し、若しくは審査し、又は政策等を協議し、若しくは検討するために必要があると認めるときは、市長等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 前項の規定は、議員が市政に関して調査研究をするために必要があると認める場合について準用する。

3 市長等は、第1項（前項において準用する場合を含む。）の規定による資料の提出又は説明の要求があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

市長等の議会への説明等について定めたものです。

【解説】

本条第1項は、議会が第3条に定めた役割を果たすため、市長等に対し、議案等の審議・審査や政策等の協議・検討に必要な情報の提供を求めることができることを定めています。

本条第2項は、議員が第4条に定めた役割を果たすため、市長等に対し、市政に関

して調査研究をするために必要な情報の提供を求めることができることを定めています。

本条第3項は、市長等は、議会又は議員から求められた情報の提供について、誠実に対応することが求められます。

(議決事件)

第10条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件については、尼崎市議会の議決に付すべき事件を定める条例(平成24年尼崎市条例第19号)の定めるところによる。

【趣旨】

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決事件について定めたものです。

【解説】

議会が行う議決の対象となる事項については、地方自治法第96条第1項において条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定など15項目が定められているほか、同条第2項により、条例でさらに議決事件を追加して定めることができるとされています。

本条は、地方自治法第96条第2項の規定により追加する本市独自の議決事件については、「尼崎市議会の議決に付すべき事件を定める条例」によることと定めています。

第5章 議会運営

(議会運営に関する原則)

第11条 議会は、合議制の機関として、議員相互間の議論を尊重し、民主的かつ効率的な運営に努めるものとする。

【趣旨】

議会運営の原則について定めたものです。

【解説】

本条は、議会は、議論を経て合議により意思決定を行う合議制の機関として、議員間における議論を尊重し、民主的かつ効率的な運営に努めることを定めています。

(委員会)

第12条 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の専門性及び特性を考慮し、委員会を適切に活用するものとする。

2 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査の充実を図り、その機能を十分に発揮するものとする。

- | |
|---|
| <p>3 委員会は、審査を通じて議案等に関わる論点及び争点を明確にするよう努めるものとする。</p> <p>4 委員会の委員は、委員間における討議等を通じて合意形成を図り、政策の立案及び提言を行うよう努めるものとする。</p> |
|---|

【趣旨】

委員会の活動や運営について定めたものです。

【解説】

議会における審議は、全議員で構成する本会議で行うことが原則ですが、市政の課題等の多様化に伴い、審議する事案が多様化・複雑化しており、議会では、審議の効率化を図るため、地方自治法に基づいて常任委員会、議会運営委員会、特別委員会を設置し、専門的な審査や調査を行っています。

本条第1項は、委員会には、それぞれ異なる専門性や特性があり、議会は、市政の課題等に対応するため、それらを考慮して委員会を適切に活用することを定めています。

本条第2項は、委員会は、その専門性や特性を活かし、議案等の審査や所管事務の調査の充実を図り、委員会の持つ機能を十分に発揮することを定めています。

本条第3項は、委員会は、審査を通じて議案等に関わる論点や争点を明確にし、市民に明らかとなるよう努めることを定めています。

本条第4項は、委員会の委員は、委員会の特性を踏まえ、委員間で活発に討議等を行って合意形成を図り、積極的に政策の立案・提言を行って、市政に反映させるよう努めることを定めています。

(会議等における質問等)

第13条 議員は、会議等において質問又は質疑（以下「質問等」という。）を行うに当たっては、当該質問等の論点を明確にするものとする。
--

2 市長等は、本会議においては尼崎市議会議長（以下「議長」という。）の許可、委員会においてはその委員長の許可、協議等の場においては議長又はその委員長等の許可を得て、その会議等における議員の質問等の趣旨を確認するための発言をすることができる。

【趣旨】

会議等における質疑・質問について定めたものです。

【解説】

本条第1項は、議員は、会議等において質問等を行うに当たり、市民にとってわかりやすい質疑応答が円滑に行われるよう、論点を明確にすることを定めています。

本条第2項は、市長等は、会議等における議員の質問等に対する的確な答弁を行う

ため、その内容について確認することができることを定めています。

第6章 議会の機能強化

（議会の機能強化及び改革）

第14条 議会は、社会情勢その他の状況の変化により新たに生ずる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、議会の機能強化及び改革に継続的に取り組むものとする。

2 議会は、前項の規定による取組を推進するため、議員により構成される検討組織を設置することができる。

【趣旨】

議会の機能強化や議会改革について定めたものです。

【解説】

本条第1項は、議会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応し、時代に即した効率的かつ市民にとってわかりやすい議会運営を推進するため、議会の機能強化及び改革に継続的に取り組むことを定めています。

本条第2項は、議会は、議会の機能強化及び改革を推進するため、議員により構成される検討組織を設置することができることを定めています。

（予算措置の要求）

第15条 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算措置を講ずるよう市長に求めるものとする。

【趣旨】

議会の予算の確保について定めたものです。

【解説】

本条は、議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現し、その役割を果たすために必要な予算の確保に努めることを定めています。

（議員研修）

第16条 議会は、議員の資質及び政策立案の能力の向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。

【趣旨】

議員研修について定めたものです。

【解説】

本条は、議会は、議員の資質や政策の立案・提言に必要な能力の向上を図るため、

議員研修の充実に努めることを定めています。

(議会事務局)

第17条 議会は、議会の機能を充実させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

【趣旨】

議会事務局の機能強化及び組織体制の整備について定めたものです。

【解説】

議会は、政策の立案・提言の能力をさらに向上させ、市長等に対する監視・評価機能についても一層充実させることが求められています。

本条は、議会の機能を充実させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会・議員を補佐する議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めていくことを定めており、特に議会事務局の法務及び調査に関する機能の充実を図っていきます。

第7章 議員の身分及び待遇

(政治倫理)

第18条 議員の政治倫理に関し必要な事項は、尼崎市議会議員政治倫理条例（平成6年尼崎市条例第38号）の定めるところによる。

【趣旨】

議員の政治倫理について定めたものです。

【解説】

本条は、議員の政治倫理に関し必要な事項は、「尼崎市議会議員政治倫理条例」によることと定めています。

(議員の定数)

第19条 議員の定数に関し必要な事項は、尼崎市議会議員定数条例（平成14年尼崎市条例第45号）の定めるところによる。

【趣旨】

議員の定数について定めたものです。

【解説】

地方自治法第91条第1項において、議員の定数は条例で定めるとされており、本条は、議員の定数に関し必要な事項については、「尼崎市議会議員定数条例」によることと定めています。

(議員報酬等)

第20条 議員報酬及び期末手当並びに議員が公務のため出張する場合の費用弁償の支給に関し必要な事項は、尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年尼崎市条例第21号）の定めるところによる。

【趣旨】

議員報酬及び期末手当、費用弁償について定めたものです。

【解説】

地方自治法第203条第4項において、議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならないとされており、本条は、議員報酬等に関し必要な事項については、「尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」によることと定めています。

(政務活動費)

第21条 会派及び議員は、政務活動費を活用して調査研究その他の活動を行い、議会活動の充実及び強化に努めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、尼崎市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年尼崎市条例第33号）の定めるところによる。

【趣旨】

政務活動費について定めたものです。

【解説】

本条第1項は、会派・議員は、政務活動費を活用して調査研究その他の活動を積極的に行い、議会活動の充実・強化に努めることを定めています。

地方自治法第100条第14項において、政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならないとされており、本条第2項は、政務活動費の交付に関し必要な事項は、「尼崎市議会政務活動費の交付に関する条例」によることと定めています。

第8章 補則

(他の条例等との関係)

第22条 議会に関する他の条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合においては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

【趣旨】

本条例と議会に関する他の条例等との関係を定めたものです。

【解説】

本条は、「尼崎市議会会議規則」、「尼崎市議会委員会条例」などの議会に関する条例等を制定・改廃する場合には、本条例の趣旨を尊重し、本条例に定める事項との整合性を図らなければならないことを定めています。

付則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 議会は、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条例の施行期日及び見直し等の措置について定めたものです。

【解説】

本条第1項は、公布の日を本条例の施行期日とし、本条例の規定の効力を発動させることを定めています。

本条第2項は、本条例の施行後においても、議会は、施行の状況について不断に検討し、必要に応じて、本条例の見直し等の措置を講じることを定めています。